

紫波町町営駐車場管理・運営
サウンディング型市場調査
実施要領

令和8年5月
紫波町

第1 趣旨

紫波町では現在、紫波中央駅前駐車場及び紫波中央駅東駐車場の2駐車場を管理・運営しております。紫波中央駅前駐車場は、パークアンドライド駐車場として「公共交通機関（JR東北本線）を利用してもらうことにより、都心部の交通量の減少、渋滞の緩和に寄与するとともに、二酸化炭素排出量を削減する」ことを目的に平成12年度に整備されました。その後の、駐車場需要の高まりを受け、平成25年度に紫波中央駅東駐車場も整備しています。

供用開始から十数年が経過し、設備の老朽化が進んできていることに加え、昨今の物価高や人件費高騰により、今後の運営や、維持管理方法について検討する必要性が生じております。

上記課題の解決のため、より効率的かつ利便性の高い駐車場管理・運営手法について民間活力の有効活用を視野に入れて検討を進めていく必要があります。

将来的には駐車場管理・運営を民間事業者へ委託等することも想定していることから、町営駐車場における指定管理者制度やPFI等の導入可能性の調査として、サウンディング型市場調査を実施いたします。

第2 サウンディング概要

1 調査名称

紫波町町営駐車場管理・運営サウンディング

2 対象駐車場の概要

(1) 紫波中央駅前駐車場（所在地：紫波町紫波中央駅前二丁目1-60）

区画数 : 322
面積 : 9,837㎡
料金システム : 2箇所
照明 : 9基

(2) 紫波中央駅東駐車場（所在地：紫波町日詰字中新田186-1）

区画数 : 109
面積 : 2,945㎡
料金システム : 1箇所
照明 : 6基

※ 各駐車場の図面等については別紙（駐車場概要図）のとおり

※ 紫波中央駅東駐車場については、紫波中央駅東口及び東口広場の整備により令和8年10月から休止いたします。また、敷地の一部については東口広場の敷地になる予定です。

3 調査目的

本サウンディング型市場調査は、町営駐車場の今後の運営等にあたり、効率的かつ利便性の高い駐車場管理・運営の実施に繋げられるよう意見を聴取し、将来的な駐車場管理・運営を民間事業者による指定管理者制度やPFI等を導入する際の条件整理等に活用しようとするものです。

4 調査参加対象

町営駐車場の民間事業者による管理・運営に関心がある事業者（グループ可）。

5 提案に当たっての前提条件

- ・ 駐車場の運営方法については、行政財産貸付、町から民間事業者への管理委託、指定管理者制度その他の手法を含め、手法は問いません。最も適すと考える手法について提案してください。なお、複数案を提案いただいても差し支えありません。
- ・ 駐車場料金を提案する場合は、近隣市町村又は周辺類似施設の駐車場料金との比較を踏まえ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮してください。
- ・ 駐車時間及び料金体系の提案に当たっては、当該駐車場がオガール施設利用者の利便確保に大きく寄与していることを踏まえ、一定の無料時間の設定や、これに準ずる利便性の確保について提案してください。
- ・ 精算方法についてキャッシュレス決済を提案する場合は、現金利用者への対応や、機器トラブル時の対応についても配慮した提案としてください。

6 意見を伺いたい事項（サウンディングシートと連動）

ア 提案に当たり、採用を想定する事業手法や、選定理由についてお示しください。

イ 料金設定を提案する場合は、その考え方や近隣相場との比較の視点があれば、お示しください。

ウ 初期投資の内容や負担の考え方について、お考えがあればお示しください。

エ 日常管理、清掃、除雪、設備保守、修繕、事故対応等の管理運営体制について、お考えがあればお示しください。

オ 利用者からの問い合わせ、精算トラブル、苦情等への対応体制について、お考えがあればお示しください。

カ 既存利用者への影響に配慮した導入方法、周知方法、移行方法について、お考えがあればお示しください。

キ 災害時、緊急時又は町の施策上必要がある場合の運用変更への対応について、お考えがあればお示しください。

ク 想定する事業期間や、町と民間事業者の役割分担について、お考えがあればお示しください。

ケ そのほか、導入に当たって想定される課題や管理運営上の工夫について、御意見があればお示しください。

7 スケジュール(予定)

本サウンディング型市場調査は、以下の日程で行います。

実施要領の公表	令和8年5月11日(月)
参加申込みの受付期間	令和8年5月11日(月)～6月8日(月)
サウンディングの実施	令和8年5月18日(月)～6月15日(月) 平日の9:00～17:00

第3 参加手続き

1 参加書類の種類

提出する書類は、次のとおりです。

- ① 参加申込書（指定様式）
- ② 提案にかかる誓約書（指定様式）
- ③ サウンディングシート（指定様式）
- ④ 補足資料等（必要に応じて）

2 提出書類の受付

- (1) 参加者は、参加申込書等について受付期間内に第5に記載の連絡先まで電子データをEメールで提出することとします。

※ 電子データが大容量になる場合には、大容量ファイル交換サービスをご案内いたしますので担当までご連絡をお願いいたします。

- (2) 受付期間は、令和8年6月8日（月）までとします。

第4 参加資格条件等

1 対象事業者

サウンディングの対象とする事業者は、提案内容を実行する意向を有する民間事業者で、駐車場の管理・運営等の実績がある事業者とします。

※上記の条件は、PFI事業等における構成員としての実績を含みます。また、グループでの参加を可能とします。

2 参加者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、参加者及び参加者の構成員になることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (4) 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

3 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

提案に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

参加者の提出書類について、提出書類の著作権は、参加者に帰属することとします。ただし、町が必要とする場合には、提案の内容を無償で使用させていただきます。なお、提案内容を公表する場合は、参加者に協議のうえ行うこととします。

- (3) この調査により将来の事業者を決定するものではありません。また、本サウンディング型市場調査への参加が今後の当町における町営駐車場事業者公募の参加資格となることはありません。

4 サウンディング（対話）の結果の公表

サウンディング結果の概要は後日ホームページにて公表します。なお、提案内容を公表する場合は、参加者に協議のうえ行うこととします。

第5 問い合わせ先（書類提出先）

担当：紫波町 建設部 都市計画課 都市計画係

住所：〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

電話：019-672-2111（内線2142・2143）

メール：toshikei@town.shiwa.iwate.jp

参加申込書

1	団体名		
	所在地		
	(グループの場合) 構成員名		
	サウンディング (対話) 担当者	氏名	
所属企業・ 部署名			
E-mail			
Tel			
2	サウンディングの希望日時を記入、時間帯及び方法についてチェックしてください。		
	第1希望	月 日	時間: <input type="checkbox"/> 9~12時 <input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい 方法: <input type="checkbox"/> 対面方式(紫波町役場会議室予定) <input type="checkbox"/> オンライン方式(zoom)
	第2希望	月 日	時間: <input type="checkbox"/> 9~12時 <input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい 方法: <input type="checkbox"/> 対面方式(紫波町役場会議室予定) <input type="checkbox"/> オンライン方式(zoom)
	第3希望	月 日	時間: <input type="checkbox"/> 9~12時 <input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい 方法: <input type="checkbox"/> 対面方式(紫波町役場会議室予定) <input type="checkbox"/> オンライン方式(zoom)
3	サウンディング(対話) 参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職	
4	駐車場の管理・運営等の実績について記載ください。		
5	その他特記事項(本サウンディング(対話)に関して、ご要望がある場合は自由に記載してください。)		

※ サウンディング(対話)の希望時間帯は必ずしもご希望に添えない場合がございます。
(日時、参加人数、その他についてご要望がある場合はご連絡ください。)

誓約書

サウンディングの参加にあたり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当する者(法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。)
- (2) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- (3) 紫波町暴力団排除条例(平成24年条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (4) 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

令和 年 月 日

提案者 住 所

氏 名

※ 参加者がグループの場合、参加者の構成員それぞれの提出をお願いします。

サウンディングシート

団体名 _____

① 実施可能な仕様内容

(各種可能性、必要な仕様及び概算費用、提供可能な知識・技術等に関すること)

ア 事業手法について(複数可。選定理由含む)

イ 料金設定について(考え方や近隣相場との比較)

ウ 初期投資について(内容や負担の考え方)

エ 機器管理運営体制について(日常管理、清掃、除雪、設備保守、修繕、事故対応等)

オ 利用者対応体制について(問い合わせ、精算トラブル、苦情等)

カ 既存利用者への配慮について(既存利用者に配慮した導入方法、周知方法、移行方法等)

裏面に続く

紫波町町営駐車場サウンディング型市場調査

キ 災害時、緊急時等の対応について(災害時、緊急時又は町の施策上必要がある場合の運用変更対応)
ク 想定する事業期間や、役割分担について(町と民間事業者の役割分担)
ケ その他管理運営上の工夫(収益向上や利便性向上等の取組)
② 課題と条件(実現にあたっての課題と条件等に関すること)
③ 効果
④ その他

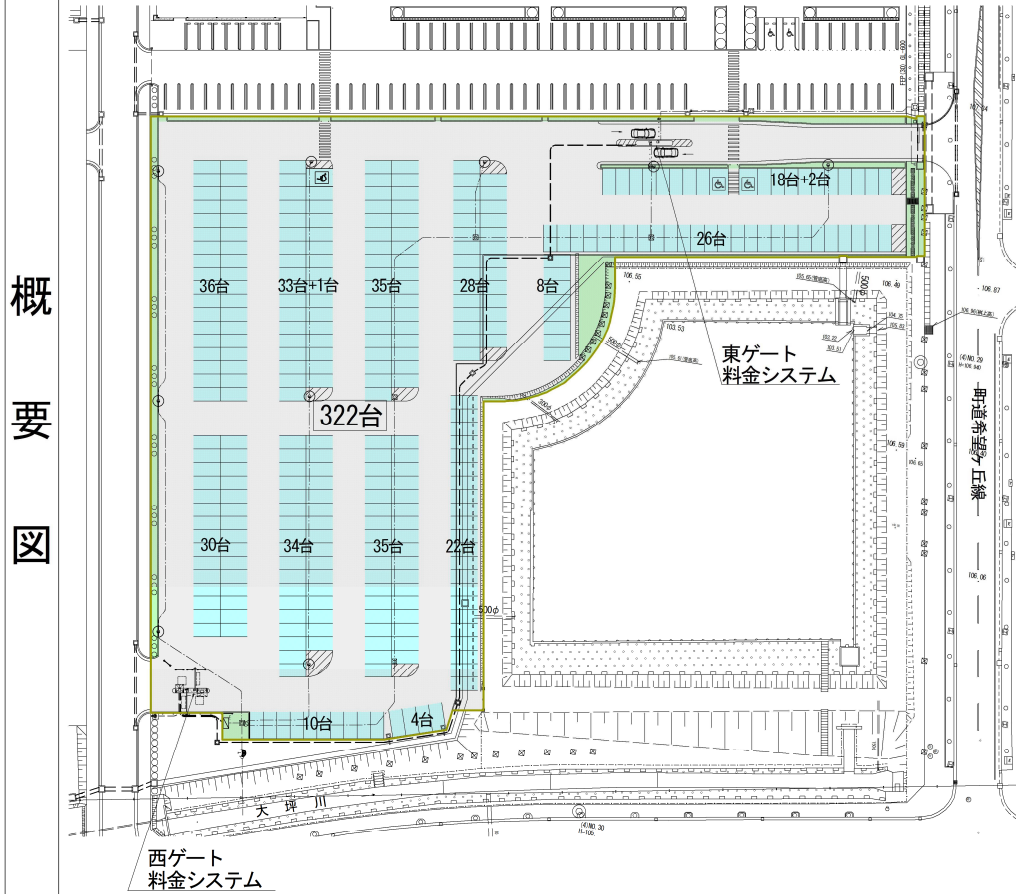
※各記入欄の幅等は自由に調整してください。不足する場合は別紙で作成してもかまいません。

※補足する資料がある場合は添付して提出してください。

1. 駐車場概要図

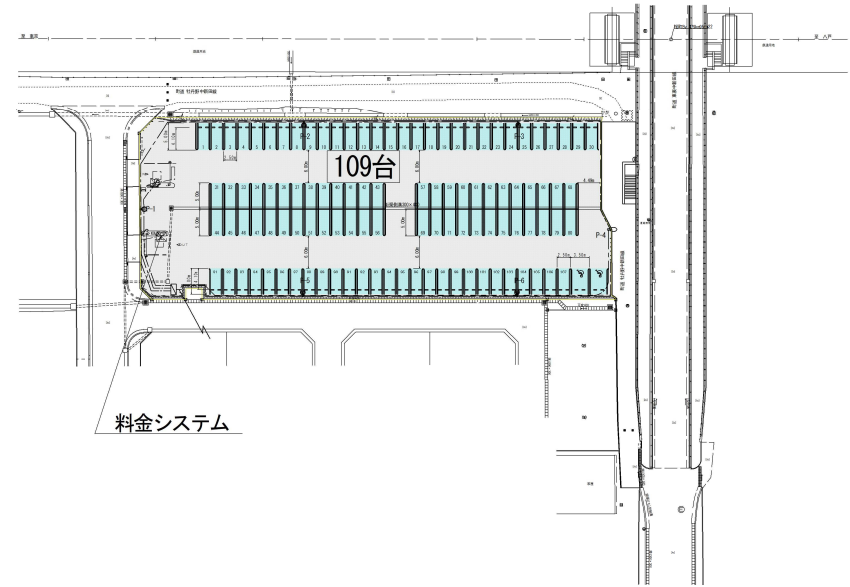
紫波中央駅前駐車場

(所在地：紫波町紫波中央駅前二丁目1-60)



紫波中央駅東駐車場

(所在地：紫波町日詰字中新田186-1)



概要図

区画数

322 区画

内訳 四輪車専用 319 区画
身体障害者用 3 区画

109 区画

内訳 四輪車専用 107 区画
身体障害者用 2 区画

主な内容

- ・ 駐車場区域面積 () 9837 m²
- ・ 駐車場の用に供する部分 (+)
- ・ 料金システム 2 箇所
- ・ 照明 9 基

- ・ 駐車場区域面積 () 2945 m²
- ・ 駐車場の用に供する部分 (+)
- ・ 料金システム 1 箇所
- ・ 照明 6 基

2. 駐車場運営体系

■紫波中央駅前駐車場利用料金（24時間営業）

駐車時間	使用料
1時間30分まで	無料
1時間30分を超え4時間まで	100円
4時間を超えたとき	12時間までごとに100円を加算した額

例) ・駐車時間 10時間の場合：200円

・駐車時間 26時間の場合：300円

■紫波中央駅東駐車場利用料金（24時間営業）

駐車時間	使用料
1時間30分まで	無料
1時間30分を超え24時間まで	100円
24時間を超えたとき	24時間までごとに100円を加算した額

例) ・駐車時間 10時間の場合：100円

・駐車時間 26時間の場合：200円

■業務委託内容

区分	内容
管制装置保守業務	発券機・精算機等の定期点検等
防犯・障害対応業務	駐車券・ジャーナル紙の補充、障害等の緊急対応等
緑地管理業務	周辺緑地帯の草刈
除雪業務	駐車場内の除雪

■町対応

区分	内容
光熱費等支出	光熱費、電話料金の支払い
消耗品購入	駐車券、ジャーナル紙の購入
駐車券販売	前払い駐車券の販売
駐車料金回収	駐車料金の回収業務

3. 利用実績・収支

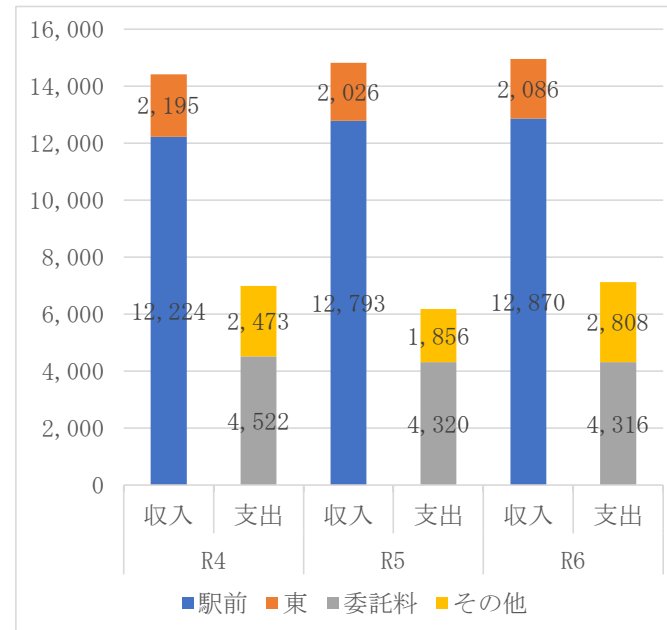
■直近3年間の出庫台数 (台)

駐車場名	R4年度	R5年度	R6年度
紫波中央駅前駐車場	146,204	146,357	151,695
紫波中央駅東駐車場	23,853	22,783	23,239
合計	170,057	169,140	174,934

■直近3年間の駐車場運営収支（概算） (単位：千円)

R4年度		R5年度		R6年度	
収入	支出	収入	支出	収入	支出
14,419	6,995	14,819	6,176	14,956	7,124
収支	+7,424	収支	+8,643	収支	+7,832

<内訳>



4. 料金設定沿革

28時間迄—		100円	24時間毎 100円 加算	300円	24時間毎 100円 加算
24時間迄—			100円		100円
18時間迄—					
16時間迄—				200円	
12時間迄—				12時間毎 100円加 算	
8時間迄—					
6時間迄—					
4時間迄—				100円	
3時間迄—					
2時間迄—					
90分迄—		無料	無料	無料	無料
60分迄—					
30分迄—	1回 100円				
	紫波 中央 駅前	紫波 中央 駅前	紫波 中央 駅前	紫波 中央 駅前	紫波 中央 駅前 東
	開設当初 H13. 3. 27 ～ H24. 6. 1	改訂① H24. 6. 15 ～ H24. 8. 31	改訂② H24. 9. 1 ～ R1. 9. 31	改訂③ R1. 10. 1 ～	開設当初 H26. 4. 1 ～

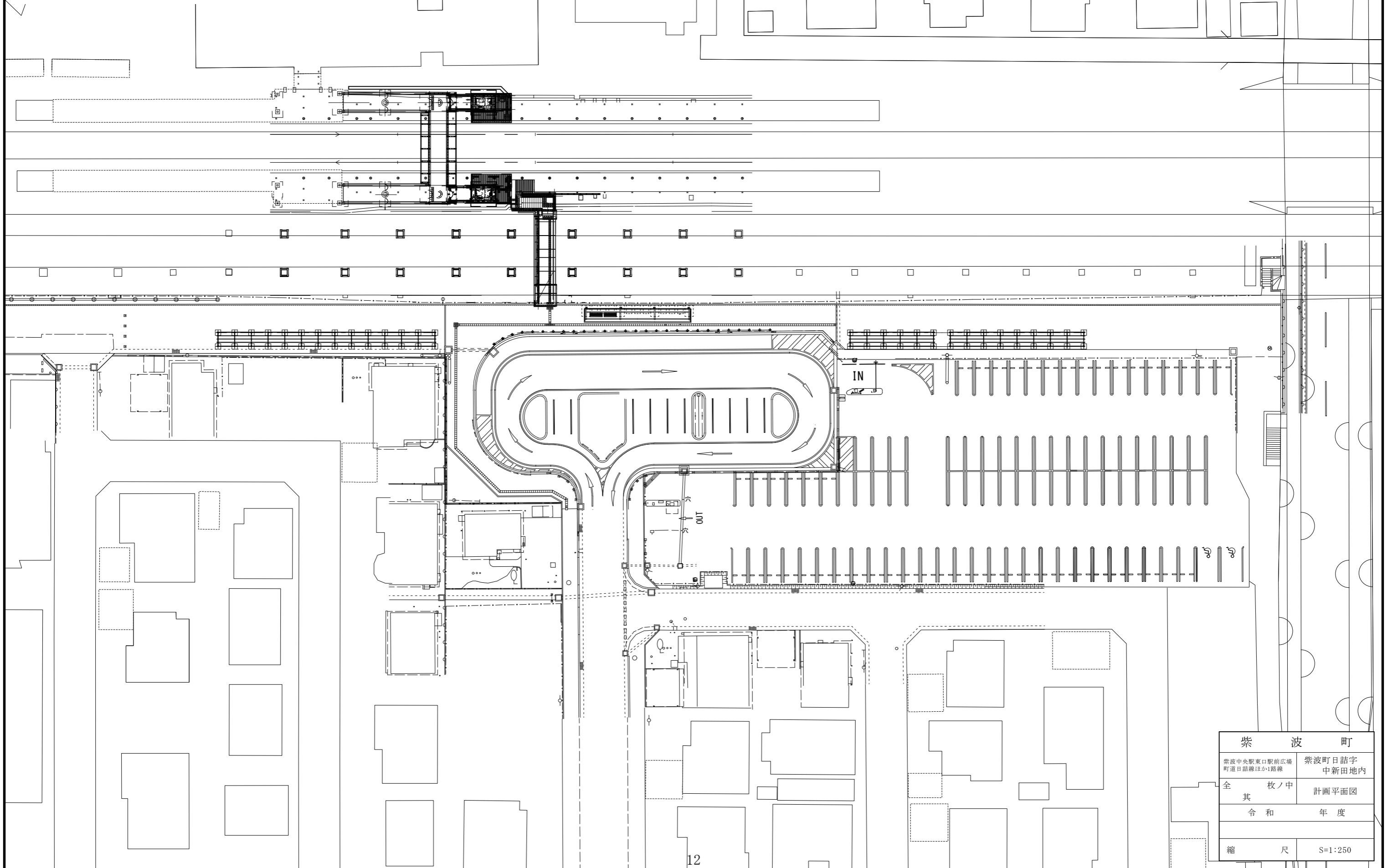
5. 根拠条例

紫波町駐車場条例（平成13年3月27日 条例第10号）

6 紫波中央駅東口整備事業計画

(109区画から88区画へ減)

計画平面図



紫 波 町	
紫波中央駅東口駅前広場 町道日詰線ほか1路線	紫波町日詰字 中新田地内
全 枚ノ中	計画平面図
其	年度
縮 尺	S=1:250

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 駐車場を次のとおり設置する。

名称	位置
紫波中央駅前駐車場	紫波町紫波中央駅前二丁目
紫波中央駅東駐車場	紫波町日詰字中新田

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 町長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の時間を臨時に変更することができる。

(供用の休止)

第4条 町長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(車両の制限)

第5条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車を除き、車体の大きさ（積載物が車体からはみ出しているときは、その大きさを含む。）が長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.3メートル以下並びに最大積載量2トン以下のものに限る。）
- (2) 小型自動車（二輪自動車を除く。）
- (3) 軽自動車（二輪自動車を除く。）

(駐車の拒否)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設、設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の施設、設備若しくは駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第7条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 町長の指示に従わないで自動車を駐車すること。
- (2) 施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷すること。

- (3) ごみを捨て、みだりに騒音を発し、又は火気を使用すること。
- (4) 町長の許可を受けずに物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 町長の許可を受けずに10日間を超えて駐車すること。
- (6) 自動車を放置すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(措置命令)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行為の中止、駐車場からの自動車の撤去又は人の退場を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反した行為をしたとき。
- (2) 駐車場の保全又は駐車場の使用に関し著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料等)

第9条 使用者は、別表第1に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 町長は、駐車場を使用しようとする者の利便を図るために必要があると認めるときは、前払券を発行することができる。この場合において、前払券の交付を受けようとする者は、別表第2に掲げる額を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第10条 使用料は、自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、前条第2項の前払券については、これを発行する際に徴収する。

(使用料の減免)

第11条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(損害賠償等)

第13条 駐車場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、町長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(賠償責務)

第14条 駐車場において生じた損害については、町の責めに帰すべき理由に基づくものを除くほか、町はその責務を負わない。

(補則)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成13年3月規則第5号で、同13年4月23日から施行)

附 則（平成24年6月15日条例第17号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第5号の改正は、平成24年9月1日から施行する。
- この条例の施行の日から平成24年8月31日までの間における使用料は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

駐車時間	使用料
1時間30分まで	無料
1時間30分を超えるとき	100円

附 則（平成26年3月14日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日条例第2号）

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例の施行の前日に入庫し、同日以後に出庫する自動車に係る使用料は、改正前の紫波町駐車場条例の規定にかかわらず、この条例による改正後の紫波町駐車場条例の規定により算出した額とする。

別表第1（第9条関係）

区分	駐車時間	使用料
紫波中央駅前駐車場	1時間30分まで	無料
	1時間30分を超え4時間まで	100円
	4時間を超えたとき	12時間までごとに100円を加算した額
紫波中央駅東駐車場	1時間30分まで	無料
	1時間30分を超え24時間まで	100円
	24時間を超えたとき	24時間までごとに100円を加算した額

備考

- 使用料は、いずれも1台当たりの金額とする。
- 駐車券の紛失その他の理由により駐車時間が確認できないときの使用料は、1,000円とする。

別表第2（第9条関係）

区分	金額
前払券（100円券）	1枚につき 100円